

【解説】6月14日の中医協において「DPC 制度への参加等の手続きについて」（平成 28 年保医発第 0325 第 7 号）の改正内容が承認されたことに伴い、同通知の一部改正が行われました。別紙 6・7 が追加されたことにより、旧別紙 6 以降は番号が 2 つずつ繰り下げられます。

（「DPC 点数早見表 2017 増補版」p.460～463 を訂正）

## 第 1 DPC 対象病院

### 1. DPC 対象病院の基準について

(1) (略)

(2) DPC 対象病院とは、以下の基準を満たす病院とする。

①急性期入院医療を提供する病院として、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という）に掲げる A100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）又は A105 専門病院入院基本料について、7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料に係る届出を行っている。また、急性期入院医

療を担う病院として、A205 救急医療管理加算の基準を満たしていることが望ましい。

②～⑤ (略)

### 2. DPC 制度への参加について (略)

### 3. DPC 対象病院の合併、分割又は病床数の変更について

(1) 複数の DPC 対象病院の合併について  
DPC 対象病院又は合併年月日（予定を含む。以下同じ）に DPC 対象病院となる予定の DPC 準備病院（以下「DPC 対象病院等」という）が、他の DPC 対

象病院等と合併（2つ以上のDPC対象病院等と1つ以上のDPC対象病院等以外の保険医療機関による合併を含む）の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、合併年月日の6カ月前までに、別紙2「DPC対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

(2) 複数のDPC対象病院への分割について

DPC対象病院等が2つ以上のDPC対象病院等への分割（2つ以上のDPC対象病院等と1つ以上のDPC対象病院等以外の保険医療機関への分割を含む）の予定があり、分割後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、分割年月日（予定を含む）の6カ月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

(3) DPC対象病院の病床数の変更について

上記(1)又は(2)の場合を除き、DPC対象病院等が、第1(2)④イに規定する病床数（以下「対象病床数」という）に変

更の予定があり、変更後もDPC制度への継続参加を希望している場合であって、以下に掲げる要件のいずれかに該当する場合、変更年月日（予定を含む）の6カ月前までに、別紙6「DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書」及び別紙7「DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

・変更年度（予定を含む。以下同じ）の前年10月1日時点における対象病床数を基準として、合計200床以上の対象病床数の増減があった場合

・変更年度の前年10月1日時点における対象病床数を基準として、対象病床数が2倍以上又は2分の1以下となる場合

ただし、対象病床数が0となる場合は、退出としての取扱いを優先する。

(4) 合併、分割又は対象病床数の変更を行うDPC対象病院等については、上記(1)、(2)又は(3)の規定に基づく申請書を提出する場合に該当するか否かにかかわらず、DPC制度に継続参加を希望する場合は、原則として以下の基準を満たしている。

①～③（略）

(5) 合併、分割又は対象病床数の変更に係

る申請の審査について

上記(1)、(2)又は(3)の申請書が提出された場合は、上記(4)に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定する。申請が認められた場合は、合併、分割又は対象病床数の変更後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加する。

(6) 申請が認められなかった場合について

上記(1)、(2)又は(3)に係る申請が認められなかった病院は、合併、分割又は対象病床数の変更年月日にDPC制度から退出する。この場合、当該病院は別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する（合併、分割又は対象病床数の変更年月日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行う）。

(7) 審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができる。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、申請内容の可否を決定する。また、当該

(別紙6)

**DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書**  
(保険医療機関名称)

当院 \_\_\_\_\_ は、  
平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 に対象病床数の変更を予定しています。

対象病床数変更後もDPC対象（準備）病院の基準を満たす予定であり、DPC制度に継続参加を希望します。

申請内容（該当する項目の□をチェックすること）

変更（予定）年度の前年10月1日時点の対象病床数を基準として、変更後の対象病床数が合計200床以上増減

変更（予定）年度の前年10月1日時点の対象病床数を基準として、変更後の対象病床数が2倍以上又は2分の1以下

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

保険医療機関コード \_\_\_\_\_

保険医療機関の所在地住所及び名称 \_\_\_\_\_

開設者名 \_\_\_\_\_ 印

(連絡先) 担当者名： \_\_\_\_\_  
所属部署： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_  
E-mail： \_\_\_\_\_

厚生労働省保険局医療課長 殿

(提出上の注意)

1 本申請書には、必要事項を記載した別紙7「DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書（別紙）」を添付して提出すること。

2 本申請書の提出後、厚生労働省から申請内容等に関する追加の資料提出が求められた場合は、速やかに提出すること。

(別紙7)

**DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書（別紙）**

	変更前病院（※1）	変更後病院（※1）
保険医療機関コード		変更の有・無・不明
保険医療機関名称（予定）		
開設者（予定）		
保険医療機関の所在地（予定）		
所属する医療圏（予定）		
総病床数（予定）		
対象病床数（予定）		
診療科目数（予定）		
主たる診療科目（予定）		
入院中の患者の引き継ぎ		
病院職員（医師、看護師等）の引き継ぎ		
届出（予定）入院基本料		
診療録管理体制加算の届出（予定）	有・無	有・無
コーディング委員会の設置（予定）	有・無	有・無

(記載上の注意)

※1 病院における状況（予定）について記入し、該当する項目に○を付けること。



審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行う。

(8) 申請が認められた病院であっても、以下の基準を満たしていないことが確認された場合は、確認された月の4カ月後の初日にDPC制度から退出する。

- ①合併、分割又は対象病床数の変更年月日の直近1年間のデータが遅滞なく提出されている。
- ②合併、分割又は対象病床数の変更年月日の直近1年間の(データ/病床)比が1カ月あたり0.875以上である。
- ③合併、分割又は対象病床数の変更後、6カ月以上のデータが遅滞なく提出されている。
- ④合併、分割又は対象病床数の変更後、6カ月の(データ/病床)比が1カ月あたり0.875以上である。

この場合、当該病院は別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて別紙13「DPC準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書(別紙)」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

#### 4. DPC制度からの退出について

(1)~(3) (略)

(4) 退出した病院のDPC調査への参加について

- ①通常の場合(略)
- ②DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合(略)
- ③DPC対象病院の合併、分割又は対象病床数の変更後のDPC制度への継続参加が認められなかった場合等

3の(6)又は(8)に該当しDPC制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならない。ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る)又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙13「DPC

準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書(別紙)」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

④特別の理由により緊急に退出する必要がある場合(略)

## 第2 DPC準備病院

### 1. DPC準備病院の基準について

(1) DPC準備病院とは、DPC制度に参加することを希望している病院であって、以下の基準を満たす病院をいう。

- ①~③ (略)
- ④コーディング委員会を設置し、年4回以上(開催月と同月内に2回以上開催した場合、2回目以降の開催は当該基準である4回には含めない)当該委員会を開催しなければならない。なお、当該委員会は毎月開催することが望ましい。

また、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等がコーディング委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会をコーディング委員会とみなすことができる。ただし、当該委員会の設置規程等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年4回以上、委員会を開催しなければならない。当該医療機関はコーディング委員会と同様、毎月開催することが望ましい。

更に、コーディング委員会の開催時には、「DPC/PDPS傷病名コーディングテキスト(厚生労働省保険局医療課)」を活用することが望ましい。

(2) DPC準備病院となることを希望する病院は、別紙13「DPC準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書(別紙)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

なお、新たにDPC準備病院を募集する場合は、募集期間等について中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、厚生労働省ホームページにおいて周知を行う。

### 2. DPC準備病院の辞退について(略)

### 3. DPC準備病院の合併、分割又は対象病床数の変更について

DPC準備病院が他のDPC準備病院と合併(2つ以上のDPC準備病院と1つ以上のDPC準備病院以外の保険医療機関による合併を含む)の予定があり、合併後も

DPC準備病院として継続を希望している場合、DPC準備病院が2つ以上のDPC準備病院への分割(2つ以上のDPC準備病院と1つ以上のDPC準備病院以外の保険医療機関への分割を含む)の予定があり、分割後もDPC準備病院として継続を希望している場合又はDPC準備病院が対象病床数に変更の予定があり、変更後もDPC準備病院として継続を希望している場合は、第1の3に準じた取扱いとする。

## 第3 その他

1. 患者への周知等(略)
2. 名称等の変更(略)
3. 経過措置

DPC対象病院及びDPC準備病院の対象病床数の変更に係る手続きについては、平成30年3月31日までに対象病床数を変更する場合の取扱いは従前の通りとする。

〔DPC点数早見表2017増補版〕p.464別紙2、p.465別紙4、p.466別紙8(旧別紙6)・別紙9(旧別紙7)・別紙10(旧別紙8)・別紙11(旧別紙9)、p.467別紙12(旧別紙10)、p.468別紙15(旧別紙13)・別紙16(旧別紙14)中を以下のよう(訂正)

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

〔DPC点数早見表2017増補版〕p.466に別紙6・7(p.84)を挿入。以下、別紙番号は緑下げ)

〔DPC点数早見表2017増補版〕p.466別紙8(旧別紙6)の「記載上の注意」を訂正

※1 退出年月日欄は、退出事由に応じて以下の日付を記載すること。

- ・本文第1の3(6)に該当する場合：合併、分割又は対象病床数の変更年月日
- ・本文第1の3(8)に該当する場合：基準を満たしていないことを厚生労働省が確認した月の4カ月後の初日

〔DPC点数早見表2017増補版〕p.466別紙9(旧別紙7)の「提出上の注意」を訂正

± DPC対象病院の基準を満たすための計画について詳細に記述した資料を添付すること。

〔DPC点数早見表2017増補版〕p.468別紙16(旧別紙14)の上から2枠目に以下を挿入)

DPC対象病院等区分	1.DPC対象病院	2.DPC準備病院
------------	-----------	-----------

告 通

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正／「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正 (DPC/PDPS)

平成 29 年 8 月 29 日  
告示第 283 号・  
保医発 0829 第 7 号

【解説】8月29日付け薬価基準改正（告示第282号）に伴い、「関節リウマチ」「非ホジキンリンパ腫」の診断群分類の手術・処置等2が改められ、DPCにおいて出来高算定とする高額薬剤が官報告示されました。

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正（告示第283号）

〔DPC点数早見表2016〕p.226右段11行目／〔DPC点数早見表2017増補版〕p.223右段11行目に下線部を挿入

070470 関節リウマチ

手術・処置等2

- ④ アダリムマブ、ゴリムマブ、セルトリズマブベゴル、トファシチニブクエン酸塩、バリシチニブ

〔DPC点数早見表2016〕p.309右段3行目／〔DPC点数早見表2017増補版〕p.307左段16行目（2017年6月号p.69で最終訂正）に下線部を挿入

130030 非ホジキンリンパ腫

手術・処置等2

- ⑥ モガムリズマブ、フォロデシン塩酸塩、プララトレキサート

厚生労働省大臣が別に定める者の一部改正（告示第283号）

〔本誌2016年9月号p.84中段最下部／〔DPC点数早見表2017増補版〕p.430別表1右段下から3枠目に下線部を挿入〕

45	カルフィルゾミブ〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年7月4日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	3842及び3848
	カルフィルゾミブ〔当該薬剤	3842及び

剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年5月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に係るものに限る）に係るものに限る〕

〔DPC点数早見表2016〕p.429別表第1右段の最下部／〔DPC点数早見表2017増補〕p.431別表1右段の最下部に挿入

70	乾燥濃縮人プロトロンビン複合体〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月30日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	3848 全ての番号
71	タゾバクタム／ピペラシリン水和物〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年5月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に係るものに限る）に係るものに限る〕	2433,2437,2439,2445,2446,2451,2457,2458,3179,3186,3187,3209,3210,3386から3391まで及び3404
72	レゴラフェニブ水和物〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に係るものに限る）に係るものに限る〕	2664,2665,2669,2670,2673,2676,2679及び2684
73	ランレオチド酢酸塩〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条	2492から2495まで、2500から2502まで、2507から

第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に係るものに限る）に係るものに限る〕	2509まで、2512,2516から2518まで、2526,2527,2536,2539,2544,2547,2551,2552,2562,2567から2569まで、2581から2583まで、2591から2593まで、2601,2605,2613から2615まで、2626,2627,2635,2636,2644,2645,2652,2657,2714から2716まで、2722,2728から2730まで、2738及び2742から2757まで
74 デノスマブ(遺伝子組換え)〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更に係るものに限る）に係るものに限る〕	3118, 3119及び3121
75 ヌシネルセンナトリウム〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る）に係るものに限る〕	1734から1738まで

保医発 0829 第 7 号

〔DPC点数早見表2016〕p.431／〔DPC点数早見表2017増補〕p.435表の最下部に挿入

告示番号	薬剤名	銘柄(参考)	適応症	ICD-10(参考)
70	乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	ケイセントラ静注用500 ケイセントラ静注用1000	ビタミンK拮抗薬投与中の患者における、急性重篤出血時、又は重大な出血が予想される緊急を要する手術・処置の施行時の出血傾向の抑制	(特定出来ない)
71	タゾバクタム／ピペラシリン水和物	ゾシン静注用2.25 ゾシン静注用4.5 ゾシン配合点滴静注用バッグ4.5	深在性皮膚感染症、びらん・潰瘍の二次感染	L08\$, L023等
72	レゴラフェニブ水和物	スチパーガ錠40mg	がん化学療法後に増悪した切除不能な肝細胞癌	C220等



73	ランレオチド酢酸塩	ソマチュリン皮下注 120mg	膵・消化管神経内分泌腫瘍	C169, C172, C184, C20, D377, D131, D133 等
74	デノスマブ (遺伝子組換え)	プラリア皮下注 60mg シリンジ	関節リウマチに伴う骨びらの進行抑制	M060\$, M068\$等
75	ヌシネルセンナトリウム	スピンラザ髄注 12mg	乳児型脊髄性筋萎縮症	G120